

○寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱

平成18年4月1日

改正 平成22年11月24日

平成23年4月1日

平成28年4月1日

注 平成28年4月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 神奈川県企業誘致促進融資要綱(平成28年4月1日施行)による神奈川県企業誘致促進融資又は神奈川県産業集積支援融資要綱(平成22年4月1日施行)による神奈川県産業集積支援融資を受けた者に、当該融資に係る利子に対する補助金を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平28年4月1日・一部改正)

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県要綱 神奈川県企業誘致促進融資要綱又は神奈川県産業集積支援融資要綱をいう。
- (2) 県融資 神奈川県企業誘致促進融資又は神奈川県産業集積支援融資をいう。
- (3) 利子補助金 県融資に係る利子に対する補助金をいう。

(平28年4月1日・一部改正)

(利子補助の対象者)

第2条 利子補助の対象とする者(以下「対象者」という。)は、寒川町企業等の立地促進に関する条例(平成18年寒川町条例第15号。以下「条例」という。)第4条に規定する固定資産税等の不均一課税の適用を受け、かつ、県融資を取り扱う金融機関(以下「融資機関」という。)から県融資を受けた者とする。

(平28年4月1日・一部改正)

(利子補助額等)

第3条 補助金は、予算の範囲内において交付する。

- 2 各年度における利子補助金の額は、毎年1月1日から12月31日まで(以下「補助対象期間」という。)に対象者が融資機関に支払った利子額に相当する額とする。

(利子補助の期間)

第4条 利子補助を受けることができる期間は、対象者が融資機関へ当該県融資に係る第1回目の利子の支払を行った日の属する月から起算して60月とする。ただし、固定資産税等の不均一課税の適用において、条例第4条第2項ただし書きに該当する場合は、36月とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が融資機関へ支払う利子の支払期間が60月(前項ただし書きに該当する場合は36月)に満たないときは、当該利子の支払期間とする。
- 3 対象者が利子補助金の交付申請をする際、返済金を延滞している場合は、延滞月分に係る利子補助は行わない。この場合において、前2項に規定する利子補助の期間は延長しない。

(平28年4月1日・一部改正)

(利子補助の申請)

第5条 利子補助金の交付を受けようとする者は、寒川町企業立地促進融資利子補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象期間の翌年の2月末日までに町長に申請しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類にあつては融資機関が発行する当該補助対象期間の利子払込証明書により利子支払額が確認できる場合に限り、その提出を省略することができる。

- (1) 県融資に係る事業計画書の写し及び融資資格認定書の写し、並びに金銭消費貸借契約書の写し
- (2) 約定利子支払額証明書(第2号様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による添付書類のうち第1号の書類については、2回目以降の申請時には添付を

要しない。

(決定通知書)

第6条 町長は、前条の規定による補助の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を寒川町企業立地促進融資利子補助金交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(利子補助金の返還)

第7条 町長は、利子補助金の交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る利子補助金の交付決定を取り消し、及び既に交付した利子補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利子補助金の交付を受けたとき。
- (2) 条例第9条の規定により奨励措置の適用を取り消され、又は停止されたとき。
- (3) 県要綱に違反し県融資を打ち切られたとき。

(実績報告)

第8条 規則第8条第2項の規定に基づき、実績報告書は提出することを要しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、寒川町企業立地促進融資利子補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月24日)

この要綱は、平成22年11月24日から施行し、改正後の寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例(平成27年寒川町条例第24号)による改正前の寒川町企業等の立地促進に係る条例第4条の規定による固定資産税等の課税免除の適用を受けている者に対する利子補助については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。